

賛助会員規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人 国際研修協力機構（以下「本機構」という。）の定款第46条の規定に基づき賛助会員に関する事項を定め、その運営を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

(入会申込み)

第2条 賛助会員となろうとする者は、次の各号に掲げる書類を理事長に提出し、入会の申込みをすることができる。

- (1) 入会申込書
- (2) 登記事項証明書又は住民票の写し
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(入会の承認)

第3条 理事長は、前条に規定する書類を提出し、入会の申込みがあったときは、賛助会員として承認することができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者はこの限りではない。

- (1) 入会の申込みの際の表明・確約に関して虚偽の申告をしたと認められる者
 - (2) 個人及び企業においては「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という）第10条（認定の欠格事由）に該当すると認められる者、団体においては技能実習法第26条（許可の欠格事由）に該当すると認められる者
 - (3) 第9条各号のいずれかに該当すると認められる者
 - (4) 当該入会が本機構の適正かつ円滑な運営に支障を来すおそれがあると判断される者
- 2 理事長は、新たに賛助会員として承認したときは、その名簿を作成し、直近の理事会に報告しなければならない。

(会費の納入)

第4条 前条の規定により入会の承認を得た者は、年会費を納入しなければならない。

- 2 既に納入された会費は、これを返還しない。

(会員資格の発効)

第5条 賛助会員の資格は、入会の承認の日から発効する。

(会費)

第6条 賛助会員の年会費は、個人及び企業の会費並びに企業以外の団体の会費に区分する。

2 個人及び企業の年会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 資本金の額又は出資の総額が3億円超の企業（ただし常時使用する従業員の数がそれぞれ小売業にあつては50人以下、卸売業及びサービス業にあつては100人以下並びに製造業、建設業、運輸業その他の業種にあつては300人以下の企業を除く。）

一口30万円

(2) 前号以外の企業で資本金の額又は出資の総額が3,000万円以上の企業

一口15万円

(3) 資本金の額又は出資の総額が3,000万円未満の企業

一口10万円

(4) 個人、資本金又は出資金を有しない機関

一口10万円

3 企業以外の団体の年会費は、次の各号に掲げる基礎会費及び比例会費から構成する。

(1) 基礎会費は、一口10万円とする。ただし、基礎会費を納入した団体が、賛助会員資格を有する期間中に、次号に定める比例会費を納入する場合は、当該期間中に納入する比例会費から10万円を限度として基礎会費相当分を減額することとする。

(2) 比例会費は、前項に定める金額に当該団体の実習監理等の下にあり本機構に登録している者（別途本機構の個人会員又は企業会員となっている者を除く。）の数を乗じた額の50%とする。

4 賛助会員の年会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

(退会等)

第7条 賛助会員が退会しようとするときは、事前に退会届を提出しなければならない。

2 賛助会員が、次の各号のいずれかに該当するときには会員資格を喪失する。

(1) 賛助会員である個人が死亡し、又は企業もしくは団体が解散したとき

(2) 賛助会員が第3条第1項ただし書きの(2)、(3)のいずれかに該当することとなったとき

(3) 技能実習法第37条（許可の取消し等）に該当することとなったとき

(4) 長期にわたり会費を滞納したとき

3 理事長は、賛助会員について特段の事情があると認める場合には、一定期間を限って休会を認めることができる。

(会員資格の喪失)

第8条 理事長は、賛助会員が次の各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、理事会の承認を経て、その者の会員資格を喪失させることができる。

(1) 入会の申込みの際の表明・確約に関して虚偽の申告をしたと認められるとき

(2) 本機構の名誉を毀損する行為があったとき

(3) その他理事長が本機構の目的に反する行為があったと判断したとき

2 理事長は、前項各号のいずれかに該当する場合において、本機構に損害を与えたと認められるときはその補償を請求することができる。

(反社会的勢力の排除)

第9条 賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、賛助会員に通知することなく、理事会の承認を経て、その者の会員資格を喪失させることができる。

(1) 反社会的勢力に該当し、または次の①から⑤までのいずれかに該当すると認められるとき

①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 自らまたは第三者を利用して次の①から⑤までの行為のいずれか一にでも該当する行為をしたと認められるとき

①暴力的な要求行為

②法的な責任を越えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準じる行為

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の承認を経て行うものとする。

(細則)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財

団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

2014 年 6 月 24 日一部改正

附 則

2016 年 6 月 6 日一部改正

附 則

2018 年 4 月 1 日一部改正